諮問番号：平成２９年度諮問第２４号

答申番号：平成２９年度答申第３２号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　特別児童扶養手当認定請求について、審査請求人の○○（以下「対象児童」という。）の障害の状態が法令で定める認定の基準に達していないとして却下されたが、以前よりも現状の方が調子が悪く、受診回数や呼吸できなくなる回数が増えているため、審査請求に係る処分の取消しを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件に係る法令等の規定について

ア　手当の支給対象となる障害の程度は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和５０年政令第２０７号。以下「令」という。)別表第３に規定されており、その認定の基準は、心疾患による障害の程度については、「当該疾病の認定の時期以後少なくとも１年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを１級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に該当するものと認定する。」とされている（昭和５０年９月５日付け児発第５７６号厚生省児童家庭局長通知（以下「認定要領」という。）別添１　特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）第１０節１）

イ　日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、「精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいい、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活で言えば、活動の範囲はおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活で言えば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。」とされている（認定要領２（３）ア）。

　　　日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、「他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものを言い、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活で言えば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活で言えば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。」とされている（認定要領２（３）イ）。

ウ　具体的には、認定基準第１０節２（７）に掲げる異常検査所見のいずれか２つ以上の異常検査所見があり、かつ、同（８）の一般状態区分表のウ（身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの）に該当するもの、又は乳児で著しい体重増加の障害（標準体重の８０％以下もの）を１級と、同（７）のいずれか１つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ（身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の５０％以上は就床しており、自力では屋外への外出がほぼ不可能となったもの）又はア（歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の５０％以上は起居しているもの）に該当するものは２級と認定する。」とされている（認定基準第１０節２（９））。

エ　そして、認定に当たっては、「認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。」とされており、（認定基準第１０節２（１０））、当該認定に係る判断は、児童の障害の状態を審査するために置くこととされている医師（認定要領３（１））の医学的・専門的な審査に基づく処分庁の合理的な判断に委ねられている。

（２）本件処分が、法令等が求める要件に該当するかについて

ア　処分庁は、審査請求人から同庁に提出された平成○○年○○月○○日付け特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）について判定医の意見を求め、その医学的・専門的な審査判定に基づき本件処分を行ったものと認められる。

そして、確かに、診断書においては、「⑪循環器疾患」欄の「２一般状態区分表」で「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」とされているものの、一方では、「⑬現症時の日常生活活動能力」欄には、「○○○○○○○○○○○○○」と記載されており、さらに「⑫疾患別所見」欄の「１先天性心疾患・後天性心疾患」の「（１）症状について」に「学校生活管理指導表の指導区分」が「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」されていることが確認できることから、対象児童の障害の状態が法令に定める障害の程度に該当しないとした判定医の審査判定に基づく処分庁の判断には、合理性が認められる。

イ　なお、審査請求人は、「主治医と話した結果、以前より現状の方が調子が悪く、受診の回数も増えている。呼吸もできなくなる回数も増えている。」と主張しているが、これを認めるに足りる証拠はなく、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

ウ　以上のことからすると、判定医の医学的・専門的な審査判定に基づき障害の状況を判定した結果、対象児童の障害の程度が令別表第３に定める障害の程度に該当しないとして行った本件処分が、違法又は不当なものであるということはできない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１０月２５日　　諮問の受付

　平成２９年１０月２７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１６日

口頭意見陳述申立期限：１１月１６日

　平成２９年１１月２日　　　第１回審議

　平成２９年１１月２２日　　大阪府行政不服審査会の求めによる審査庁の主張書面を受領（平成２９年１１月２１日付け）

　平成２９年１１月２７日　　第２回審議

平成３０年１月１５日　　　第３回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の要件

（１）手当を支給する障害の程度は、法第２条第１項、同条第５項及び令第１条第３項により「障害等級の各級の障害の状態は、別表第３に定めるとおりとする」として規定され、それに該当するか否かの具体的な基準として、認定要領及び認定基準等が定められている。

（２）まず、令別表第３において、対象児童の障害の原因である心疾患を原因とする障害等級の各級の障害の状態は、１級については「１級　九　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」と定めが、２級については「２級　十五　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」と定めがある。

（３）次に、認定要領別紙において次の定めがある。

「１　この要領は、令別表第３に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

２　障害の認定については、次によること。

(1)　（略）

(2)　障害の程度は、令別表第３に定めるとおりであり、国民年金法（昭和　３４年法律第１４１号）による障害程度の１級及び２級に相当するものであること。

(3)　内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

ア　１級

令別表第３に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

イ　２級

令別表第３に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(4)・(5)　（略）

(6)　各傷病についての障害の認定は、別添１「障害程度認定基準」により行うこと。（以下略）

３　（略）

４　障害の認定に係る診断書等について

(1)　各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添２「特別児童扶養手当認定診断書」によること。

(2)－(5)　（略）」

（４）認定基準の第１０節において、心疾患に関する障害の程度の認定基準が示されており、「１　認定基準」に次のとおり定めがある。

「心疾患については、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の程度 | 障害の状態 |
| １級 | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| ２級 | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |

（以下略）」

（５）また、「２　認定要領」として次の記載がある。

ア　「（７）心疾患の検査での異常検査所見を一部示すと、次のとおりである。」として、アからサまでの異常検査所見が示されている。

イ　「（８）心疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 一般状態 |
| ア | 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の５０％以上は起居しているもの |
| イ | 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の５０％以上は就床しており、自力では屋外への外出がほぼ不可能となったもの |
| ウ | 身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの |

　　」

　　ウ　「（９）前記（７）のいずれか２つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの、（中略）を１級と、（７）のいずれか１つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するものを２級と認定する。」

　　エ　「（１０）各疾患によって用いられる検査が異なっており、また、特殊検査も多いため、診断書上に適切に症状をあらわしていると思われる検査成績が記載されているときは、その検査成績も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。」

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）及び平成２９年１１月２１日付けで審査庁から提出された主張書面（以下「審査庁の主張書面」という。）によれば、以下の事実が認められる。

（１）診断書によれば、対象児童の障害の原因となった傷病名は○○○○「○○○、○○○○○○○○、○○○○○」であり、「⑨現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載がある。

（２）診断書の「⑪循環器疾患（平成○○年○月○○日現症）」に次の記載がある。

ア　「１臨床所見」は、自覚症状及び他覚所見○○○○「○」と記載がある。

イ　「２一般状態区分表」は、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に該当する。

ウ　「３　検査所見」は、「（１）心電図所見　①安静時心電図　その他（○○○○）、②負荷心電図　○、③ホルター心電図　○」の記載がある。また、「（２）胸部Ｘ線所見　心胸郭比　○○％、肺静脈うっ血　○、肺血流増加又は減少　○」、「（３）動脈血ガス分析又は経皮酸素飽和度　経皮酸素飽和度○○％」、「（５）心エコー検査　体心室駆出率○○○○％、所見○○○○○○○○○○」、「（６）血液検査　ＢＮＰ値　○○○pg/mL」の記載がある。

（３）診断書の「⑫疾患別所見（平成○○年○月○日現症）」によれば、「１先天性心疾患・後天性心疾患（１）症状について」は、「症状の出現時期　平成○○年○月○日」「小学生以上の場合　学校生活管理指導表の指導区分○」の記載があり、「（５）その他の手術」は、「○○○○」と記載がある。

（４）診断書によれば、「⑬現症時の日常生活活動能力　○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（５）診断書によれば、「⑭予後　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。

（６）審査庁の主張書面によれば、判定医が非該当と判定した過程について、「臨床所見は、○○○○○○○○○○○○○○○、検査所見は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、心臓の状態は良好であると判断できること、学校生活管理指導表の指導区分は「○」（○○○○○○）とあり、通常の日常生活は可能であるとされていること、一般状態区分表は「○」であるが、上記記述からは限りなく○に近い○ではないかと考えられ、また、対象児童がおかれた状況（入院中か在宅かなど）でも捉え方が変わってくるものであること、予後については今後悪くなるかもしれないという可能性であり、現時点での状況を表したものではないこと、以上を総合的に見て非該当と判定した。」という内容が述べられている。

３　判断

本件処分が法令等の要件に該当するかについて、法令、認定要領及び認定基準等に照らし合わせると、異常検査所見は１つもなく、上記１（５）ウに基づく認定基準を満たしていないことから、１級及び２級のいずれにも該当しないと判定した処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

　　なお、障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等のほか、具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定することが求められるが、当審査会に提出された判定医の判定過程の説明資料によれば、判定医の判定及びそれに基づき本件処分を行った処分庁の判断に、いずれも違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）野一色　直人

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫